

松江市告示第 53号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月19日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
13381	大 門 7 号 線	松江市竹矢町字茶園原1919番地先 " " " 1920番7地先	令和7年2月19日	1	

位置図 No. 1

供用開始路線 大門7号線



拡大図



 大門7号線 市道編入区域